目

次

〇インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年法律第八十三号)	
○登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)	······································
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)	

照条文ー、 ネ ット 異 性 紹 介事業を利 用し て 児 童 を誘引する行 為 0) 規 制 等に 関 する法律の 部を改正 一する法は 律 新 旧

対

 \bigcirc イ タ ネ ツ 1 異 性 紹 介 事 業 を 利 用 L て 児 童 を 誘 引 する 行 為 \mathcal{O} 規 制 等 に 関 はする 法 律 (平成 + - 五年法律 伝律第八十三号)部分は改正部分)

の犯罪から児童を保護し、もって児童の健全な育成にネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他業について必要な規制を行うこと等により、インター用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行第一条 この法律は、インターネット異性紹介事業を利(目的)	第一章 総則	B	改正案
因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もっことにより、インターネット異性紹介事業の利用に起為等を禁止するとともに、児童によるインターネット用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行第一条 この法律は、インターネット異性紹介事業を利(目的)	第一章 総則	目次 第一章 総則(第一条—第十八条) 第二章 児童による利用の防止(第七条—第十条) 第四章 雑則(第十一条—第十四条) 第四章 雑則(第十一条—第十八条) おいっち がいい (新設)	現行

すること を 目 的 と す

第 四一義二 らは条定 そこ れの 引略ぞ法 れ律 当に 該お 各い 号 7 に 定次 めの る各 ところに掲 にげ よる る用 語 \mathcal{O} 意

三

受

け

ン

タ

]

ツ

性

務

登 た 録 者 誘 を 情 11 う 報 。 提 供 機 関 第 + 八 条 第 項 \mathcal{O} 登 録

第 三(ツ 令ン トの 条イ 異 規] 性 定 ネイ 紹を ン ツ 介遵 タ } 事守 異] 業す ネト 性 のる紹 ッ異 利と介 \vdash 用と事異紹のも業性介 防にに 紹 事 、関介業 止 に児し 事者 努 童 \mathcal{L} 業等 めにの者の なよ法は責 ける律、 れイそそ ばンのの なタ他行 51 のう なネ法イ 第

2

努 末 電 ア \mathcal{O} 通 事 機 8 気 供 を 電 を 項 信 業 器 事い 気 な] 通 ン 及 を 業 う通タ け ネ 提 信 を に 供 れ \mathcal{O} び 自利 ょ 者 信 1 ば 次 動 用 る す 自 事 ネ \vdash る 電 な 異 動 条 的 す を 業 ツ Ś 性 利 に る 気 い提 に 法 \vdash لح 通 う供 な 紹 用お 選 た 第異 そ 介 制 別 8 信 す 1 11 性 事 条 \mathcal{O} 限 7 に る \mathcal{O} 紹 L て 業 他 を 同 電 **つ** は事 第 介 じ 業 \mathcal{O} \mathcal{O} 行 制 気 1 \equiv 事 利 措 う 限 通 て 児 者 号 業 置 機 用 す 信 イ 童 に に に 能 る の次 を 規 \mathcal{O} 必 \mathcal{O} タ 防 ょ を 行 自 使 項 定 要 り 有 う と 動 用に な 止 す 役 に 児 す を利 ネにお る電 る 務 資 童 用 係い 11 ツ 電 気 う。 に ソ す 又 制 気 \vdash る 通 る ょ フ は 限 異 通 通 信 る 1 当 役 ょ 以 性 信 信 役 下 電 1 該 紹端 務 役務

3

項

に

定

 \Diamond

る

£

0

ほ

か

イ

ン

タ

ネ

ツ

1

異

性

紹

児 童 \mathcal{O} 健 全 な 育 成 に 資 す る ک と を 目 的 لح す る。

て

第

義二 は条定 そこ れの ぞ法 れ律 当に 該お 各い 号て に 定次 めの る各 と号に ろ掲 にげ よる る 用 語 \mathcal{O}

意

(\equiv 略

 \equiv 条イ ン タ] タネ ツ 異 性 紹 事 業 事者 築 \mathcal{O} 責 務

に業ン よ者タ る るは ょ う ネ 1 1 努ン児 ン ツ タ 8 童 \vdash 異门 \mathcal{O} けネ健 性ネト ツ 全 れ 紹ッ ば トな 介 \vdash な異育 事異紹 ら性成 業性介 な紹に に い介配 必 介 。事慮 要 業す 業 な のる役者 利 と務及 とをび 用 のも提 そ 防に供の す 行 に児る う 資 童 事 イ

配 慮 事 す 業 者 る ょ 及 う び 努 役 \otimes 務 提 な 供 け 事 れ 業 ば 者 な ら は な 児 童 全 育 成 に

護 \mathcal{O}

第 る性 兀 を通 よ紹利信 条保 \mathcal{O} に う介用 電 \mathcal{O} は 0 努事す 自 児 者 気 11 る 児 め業 童 動 通 て なのこ け利と 利 童 の責 信 1 保 務 用 \mathcal{O} \mathcal{O} れ用そ 制 自 タ 使 護 ばをの限 用者 動 な防他 を 利 ネ に ら止の行 用 親 係 ツ なす 児 う いる 童 機 制 卜 る 権 限 異 通 を たに能 を 性信行 ょ \Diamond 行 紹端 を う にる有 者 う 介 末 す 役 機 必ィ 事 又 要 ン る 務 業器は タ な ソ 又 をに 後] フ 措 は 利 ょ 見 置 ネ 1 当 用 る 人 ウ ツ 該 す 電 を \vdash 講 エ る 電 気 1 異 ア 気た通う

な

5

な

11

条 国 及 (び 略 地 方 公 共 団 体 0) 責 務

五一

第

児 童 に 係 る 誘 引 \mathcal{O} 禁

第 て六条 を し 次 て に何 は掲 人 なげも らる な行イ い為 ン J 9 以 1 下 ネ ツ 禁 1 止 異 誘 性 引 紹 行 介 為 事 業 لح を 利 う 用

略

لح 四の人 児 交 略 等 童 \mathcal{O} を 相除 手 < 方 と第な五 る号 よに うお にい 誘て 引同 す じ ること。 を 児 童

五三 際 方 前 <u>ک</u> 相 手 な 号 方 る と ょ 掲 な う げ る に る ょ 誘 Ł う 引 \mathcal{O} に し、 \mathcal{O} 誘 ほ 引 又 か す は ること。 を 童 児 を 童 異 と 性 \mathcal{O} 交 異 際 性 0 交 相

> 条保 護

第 。匝 れ用 ばを) 防は 、児者 止 にる者 必イへ 要 ン親 なタ権 措 を 置ネ行 を ツ う ト者 講 異 又 ず る性は ょ 紹 後 う 介 見 努事 人 め業を なのい

け利う

条 国 及 (び 略 地 方 公 共 寸 体 0 責 務

第 五一

第 章 児 童 に 係 る 誘 引 \mathcal{O} 規 制

第 て六 条 次 に何 掲 人 げも、 る 行イ 為ン をタ Ì L てネ はッ なト ら異 な性 い紹 。介 事 を 利 用

L

略

な 四る人 ょ の別に発 誘を 引除 < すること。 を 児 童 と \mathcal{O} 性 交 築 \mathcal{O} 相 手 方

لح

タ

ネ

ツ

1

異

第

第 七 掲は 則 下 に げ 1 V 条 う。 で あ る 玉 定 事 家 公 0 イ 公 安 て ン \otimes \mathcal{O} 項 る 場 委 を 安 タ は \mathcal{O} 書 委] 合 員 所 事 会」 員 類 業 に 在 ネ 住 居 숲 を お 地 \bigcirc ツ 規 添 を と 本 \vdash 性 1 7 則 管 拠 異 付 1 第 紹 う 轄 と で 性 介 L 定 す 号 な 紹 事 な 届 け 出 る を る \otimes 介 業 る に 事 に 都 除 れ 事 \mathcal{O} 届道 務 ところ 業 ばは 届 き な け 府 所 を 5 玉 出県 行 以 事 に な家 な 公 下 な け う と 公 安 務 ょ 。安 委 事 所 り れ 員 す 委 ば 務 \mathcal{O} なら ない 員 会 る 所 次

 \mathcal{O} 代 氏 名 表 者 又 は \mathcal{O} 氏 名 名称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ 2 て は そ

上 あ を 当 る 示 該 場 す 事 合 ŧ 業 に に \mathcal{O} あ と 9 き 0 L て て 広 は 使 告 用 又 そ す は れ る 宣 呼 5 伝 称 全 を 先 地 部 す 当 \bigcirc る 呼 該 場 呼 称 合 称 が 該 以 事

四三 لح な る 事 務 所 \mathcal{O} 所

安 委 事事 員 務業 会 所の 規 の本 則 電拠 話 で 定 番 号 \otimes そ る ŧ \mathcal{O} の他 \mathcal{O} 連 絡 在 で あ 0 て 玉 家 公

六 五 前 法 い . こ と 項 第法 人 \mathcal{O} 関 + に す 規 \mathcal{O} 定 る 確 条 あ に 事 \mathcal{O} 認 0 規 て ょ 項 \mathcal{O} る で 実 定 は 届 施 玉 に 出 家 ょ そ \mathcal{O} 公安 方 を る \mathcal{O} 異 L 役 法 委 そ た 性 員 者 員 0) 交 \mathcal{O} 会 は 他 際 氏 規 \mathcal{O} 希 名 当 則 業 望 及 該 で 務 者び 1 定 \mathcal{O} が 住 め実 児 所 タ る 施 童 ŧ \mathcal{O} で ネの方な

2

る

項 性

に

変

更 事

が 業

あ を

0

た 止

き

は

家

公 は

員

숲

規

則

紹

介

廃

た

لح

き

又

項

各

号に

掲

定

8 事 異

るところに

ょ

ŋ

そ と L

0)

旨

を

公 玉

安委

員 安 同

会 委

公

新 設

れ ば は 届 更 会 L ならない け 0 出 た 管 玉 家 な 轄 後 公安 け 区 0) 事 域 れ を 委 ば 務 員 異 所 な に 会 5 0) 所 L 規 な 7 則 在 1 事 地 で 務 を 定 管 所 \Diamond \mathcal{O} を 場 轄 る 変 書 合 す 更 類 る に を L お 公 たと 安 添 7) 委 付 て 員 き L 会) 届出 は、 な

欠 格 事 由

第 条 1 異 次 \mathcal{O} 各 介 뭉 事 \mathcal{O} 業 V を ず 行 れ 0 か て に は 該 な 当 5 す な る 者 は ン タ]

 \mathcal{O} 成 年 を 被性 受 後紹 け 見 復 人 若 権 を L 得 < な は 被 者保 佐 人 又 は 破 産 手 続 開 始

が せ 律 処 祉 なく 5 第 法 罰 禁決 項 五 若 錮-定 れ 及 な + 昭 以 び L 2 そ 二号) 児 < 和 上 \mathcal{O} 童 は \mathcal{O} 執 日 児 + 刑 \mathcal{O} 保 に 童 行 に 5 規定 買 年 を 護 処 終 等 起 春 法 せ 算 す わ に 律 5 る L ŋ 関 児 第 れ 罪 て す 童 百 五. 又 を る ポ 六 又 年 は 犯 法 ル は + を 執 L 律 兀 行 て 号 \mathcal{O} に 平 を 罰 係 法 受 金 る 成 律 第 け \mathcal{O} + 行 六 ること 刑 為 + 児 条第 に 年 等 童 法 処

 \mathcal{O} 最 近 規 定に 五. ょ 年 間た る 命 に 令 第か + に 違 兀 条 反 L 又 は た 者 第 + 五. 条第二 一項第二

兀

よる不

為

す

5 る暴 平 暴 五. . う。 成 三 力 力 年 寸 団 を 経 員 年 員 過 法 に 以 律 L あ 第七 下この号 な る 者 者 又は 当 な + 七 暴 号) に 行 力 お 寸 第 \mathcal{O} 1 員でなくなった日で単に「暴力団員 二条 防 止 第 等 六 に 号 関 に 規 る 員定法

五. 未 ネッ 成 年 成 \vdash 年 者 者 異 性 児 لح 童 紹 同 で 介 事 \mathcal{O} な 業者 行 V為 未 0 能 成 相 年 力 を 者 有 人でその に す あ る 0 者 7 法 及 は 定 び イン 営 業

> 新 設

2 第 第 第 第 成用事 + 十 業己 九 六 止 行 児 児 条 利 にし業 前 す ツ を \mathcal{O} 条 名 ロイる 障て者 項 る 1 誘 わ タ 条 童 条 童 名 者 が 用 行 義 法 害行はに わ義 児第 人 た を 引れ \mathcal{O} で \sim 0 第貸 \mathcal{O} 前 で をわ 童 定 \Diamond 利 行 て ネ イ 健 (な 略禁 せを 七 L あ 各 及れそめ 全 \mathcal{O} 用 為 略い 止 る 号 1 ツ 7 Ł 条 \mathcal{O} 号 ٢ るこ ぼる のる 措 に \vdash タ な \mathcal{O} は 第 禁 か ŧ そ \mathcal{O} L 9 す禁行 と ŧ 係 異 育 明 7 \mathcal{O} 置 て] な 止 5 \bigcirc 1 う と 行 止 ず \mathcal{O} を 公 る 性 ネ成 \mathcal{O} 5 項 第 役 示 イ を 誘 と 衆 異 員 為 \mathcal{O} 紹 等 な他 兀 ツ に 確 \mathcal{O} n を引 ン ほ 5 が 性 1 知 介 障 規 号 \mathcal{O} うち 防 行 タか な 閲 交 0 事 異 害 に 定 ま t] 際 け 覧 止 為 た 業 性を に で 該 1 すそ ネイ す に لح を 紹 及 ょ に に 当 れ ン 関 るの る き る ツ ば 利 介ぼ タ 掲 次 L た他 1 タ な す は 用 事す な 届 げ \mathcal{O} の異 لح る \otimes Ì 5 業 行 ネ 出 る L 1 の児性 なが 情 速 者 為 者 ず ネ T ツ を ŧ 措 童 紹 で 報 Þ 禁 はの ツ 1 れ \mathcal{O} き 置の介 た を か 防 異 を \vdash 止 か を 健 事 異 そ 者 除 な イ に 誘 止 性 講全業性 引 の措 紹 は 該 < 1 ずなを紹 タ 当 当 ょ 行 行 置 介 る育利介 うし 該 事 自 第 第 第 及各ン九 八 七 新 ぼ号 タ 条 児 条 児 条 利 設 すに 童 用 童 行 掲 ネイ で \sim 0 \mathcal{O} 為 げ ッン 健 略な 略禁 る を トタ 全 1 止 ک 防 行 異] な \mathcal{O} 止為性ネ 育 と 明 すそ紹 ツ 成 \mathcal{O} 示 るの介 に 確 \vdash た他事異 障 めの業性 害 の児を紹 を 措童利介 及 置の用事 ぼ を健し業 す 講全て者 行 ずな行は 為 る育わ \mathcal{O} よ成れそ 防 うにるの 止 努障第行 措 め害六 う 置 なを条イ

その他児童の健全な育成に障害を及ぼす罪で政令で定案の罪及び同条の罪に係る第三十五条の罪を除く。)する罪(この法律に規定する罪にあっては、第三十一する罪(この法律に規定する罪にあっては、第三十一に規定がある インターネット異性紹介事業者がその行うイー・ (事業の停止等)	活行しまってきる。 に障害を及ぼすおそのように対し、児 紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員 紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員 とされがあると認めるときは、当 は全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当 は全な育成に障害を及ぼす行為を防止する公安委員 を全な育成に障害を及ぼす行為を防止するときは、当 は全な育成に障害を及ぼす行為を防止すると要し、 と は、当 は、当 は、当 は、当 は、当 は、当 は、当 は、当 は、当 は、当	の法律に基づく命令又は他の法令の規定に違対したと、ショーネット異性紹介事業に関しこの法律若しくはこ第十三条(インターネット異性紹介事業者がその行うイ(指示)	(削除)	よう努めなければならない。
(新設)		(新設)	第十条 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」とい第十条 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、インターネット異性紹介事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	ければならない。

2 こと 安 ネ 紹 な れ 委 介 業 る ツ か 1 が 事 員 が 当 1 に 範 ン 者 行 ŧ 業 で 該 숲 異 該 タ 囲 タ 0) わ 0 き \mathcal{O} 当 に] 内 イ は 性 事 れ る。 全 ン す で た 当 紹 ネ ネ 務 部 タ るこ 当 期 時 た 介 ツ ツ 所 又 る 該 事 1 間 \vdash \mathcal{O} に は と 業 異 異 行 ネ を 所 な イ 為 者 定 け が 性 性 在 ツ 部 判 め 紹 地 る を タ \mathcal{O} 紹 1 \mathcal{O} 当 L 異 事 明 介 て 介 を 停 事 た 性 ネ 務 事 管 該 L 止 と 業 紹 ツ 所 たと 業 当 轄 1 を 者 該 者 認 \mathcal{O} す ン 介 \vdash 命 異 所 き が ず る タ め 事 イ 業 1 る 性 在 は 第 ることが 対 公 \mathcal{O} 紹 地 八 タ L 安 ネ と き 条] 廃 介 を 当 委 ツ 管 該 各 ネ \vdash は 事 員 止 六 でき 号 月 業 轄 1 ツ 会 異 を \vdash 命 者 す \mathcal{O} を は 性 る。 ず る タ 異 超 紹 該 に 1 対] 性 え ず 公 当 介 行

処分移送通知)

第

を送 委員 委員 + タ \vdash 係 7 定 に 五. 付 会に 会 る] 異 に 条 V 対 事 性 る \mathcal{O} ネ ょ L L 場 る命 な 玉 案 管 紹 第 ツ 公 け 家 介 合 に 轄 \vdash + 安 を除 三条 令 事 関 委 れ 公 区 異 安 業 を 員 ば す 域 性 委 者 な き 内 紹 会 る L \mathcal{O} らな 員 ようと 規 0) 弁 に 介 は (会規則 事 定 事 速 明 変 Þ 業 更 務 \mathcal{O} に イ す か 者 所 機 L ょ ン る で \mathcal{O} に 会 て が る タ そ 場 指 0) 定 所 1 1 合 8 現 付 た 在 \mathcal{O} 示 ネ る と に 事 に 地 与 又 ツ 処 当 き を 又 務 な は \vdash 分 管 は 該 は所 1 前 異 移 轄 聴 1 を て 条 性 送 す ン 聞 当 他 第 紹 通 タ る を 該 \mathcal{O} 当 介 知 公] 終 処 該 事 公 項 安ネ 分安 業

2

前

に

お

掲移

げ送よ

る

場

合 書

のの

区

分付

に

従

1

そ公付す

れ

ぞ委

れ員

当該

各

号

定

め号処規

る

通り項

知

送

を知

受

けが準

た

安

숲

はき

次

 \mathcal{O}

各

処

分次

移項

送

通

書て

送用

さる

れ

た

لح

はむ

当

該の

分

定

場

合

を

含

(新 設

第 3 + 分 出 定による 第二 規定に を送 を求 をし 六 報 \mathcal{L} 分 た タ タ 1 条 タ な 告 る 当 を \mathcal{O} で 当 8 児] 育 めることができる。 1 行 該 認] 付 す 項 ょ 全 期 該 必 童 法 又 項 タ を除 間 為 うとする場合に 部 ネ ネ イ 処 ることが ネ \mathcal{O} \Diamond 律 1 要 成 公安委員 は \mathcal{O} カュ L ツ] 資 規 又 を を ツ ン な 健 に る に ツ ン 分 カュ た は 基 タ \vdash ネ 定 指 を 料 定 } タ 障 場 \vdash わ 公 L 全 ĺ たと な 育 合 5 安 異 異] 異 \mathcal{O} は \Diamond 害 づ す ツ 示 1 に < ず 委 会 を 性 ネッ ることが で 性 性 提 部 ネ を て 0) 紹 は 員 きる 異 認 す 及 出 公安 紹 ツ 成 紹 0) お 命 介事業 ト 異 性 規 ること。 介 会 停 当 \Diamond 介 \vdash に ぼ 令 当 1 ると 紹 委 事 ŧ 第 事 異 障 す て 又 該 は 定 0 止 該 員 業に と業 害を 性 性 介 \mathcal{O} 七 1 を お は で 事 0) きな そ 事 紹 と 슾 紹 他 案に に 施 条 て 命 当 第 関 業者 準 が ず タ 及 該 関 介 + し、 行 カ 関 介 れ \mathcal{O} ること。 しこの 5 前 違 事 に 用する。] 六 L 事 ぼ が 法 三条及 1 月 報告 項の 前 す 令 ŧ に 必 ネ 前 業 業 あ 反 11 者 条ま ット 該 対 要 を 条 者 行 る 行 \mathcal{O} \mathcal{O} て 規 又 第 規 法 が لح び 処 L な 超 لح が 為 為 その は で え そ を 認 定に 律 前 分 異 する。 限 が 定 資 防 若 れ 移 そ 度 性 な 項 \otimes 児 条 \mathcal{O} に 第 違 しく 行 第 送 料 \mathcal{O} に に 5 ょ 紹 行 止 る 童 の 行 お り い + とき うイ ŋ 介 規 う す \mathcal{O} 反 通 範 0) 定 し は 事囲 る 健 規項知

第

+

条 家

公

会

は

次

0

各

号

ず

れ

か

該当

(新設)

新 設

玉 七

公

安

委員 安委員

会

0)

報

告等

委員 安委 る とき 会に 員 玉 会に 家 は 公 通 報 安 報 玉 するも 委員 家 告 L 公 安 会は なけ 委員 \mathcal{O} とする。 れ 会 ば 当 規 該 ならない 報 則 で 告 定 に め 係 る る 事 事 \mathcal{O} 場 項 項 を を 合 各 に 玉 おい 家公 公

第七 条 \mathcal{O} 規 定による届 出 を受けた場 合

規 定 第十三条 によ る 処 第 十 分 を 四条第 L た 場 合 項 又 は 第 + 五. 条 第二 項 \mathcal{O}

2 \emptyset 該 認 と 第二 る事 轄 め 認 る 安 す 8 号 委 項 る る タ と に 員 を き と 公] 通 安 ネ は き 規 会 報 委 は ツ 定 員 L 1 当 す 又 な 会に 異 該 は る イ け 性 違 処 同 ン 号 れ 対 紹 分 タ 反 行 に ば 介] \mathcal{O} 事 ならな 事 為 規 ネ 業 定 玉 が 由 ツ 家 者 す 行 と 1 公安 る わ な 異 \mathcal{O} 事 処 る 性 れ 違 委 務 た 分 紹 員 所 時 に 反 介 行 숲 に 違 事 \mathcal{O} 規 所 お 為 業 反 則 者 在 け L を る当 たと で 地 L が を た 前

第 兀 章 登 録 誘 引 情 報 提 供 機

へ 登 誘 引 情 報 提 供 機 関 \mathcal{O} 登 録

第 当該 引 行 家 ンター 下 第 公 八 安委員 為に 条 録 1 ・ンタ 誘 ネット 項 引 係 に イ ンタ る異 会 情] 規 報 ネ 定 0) 異 登 提 ット 性交際に 性 す] 供 録を受けることがで 紹 る ネ 業務」 異 性 介 措 ツ 事 置 \vdash 関 業を 紹介事 異 \mathcal{O} と する情 性 実 いう。 紹 施 利 業者 用 介 0) 報 事 L 確 て 行 を 保 に 業 きる。 提 を を 収 者 行う者 集わ 供 目 に す れる 的 よる L る業 لح 禁 L 第 は て 務 れ 止 + を 誘 玉

2

前

0)

登

以

単に

登

と 則

う。

を

受け

ょ

ょ

ŋ

玉

家

公安委員

会に申請をし

なけ

れば

ならな

لح

す 項

る者

は 録

玉

家 下

公安委員

会規 録

で

定

め

るところ

(新設)

3 ことが 次 禁錮 0) できない。 各 以 号 のい 上 \mathcal{O} 刑 ず に れ 処 か せ 5 該 当 れ す る 又 は 者 は \mathcal{O} 法 登 律 録 受け 児

る

- 祉法 か 行 規定す を終わ 係る行為等 第六 起 算し 9 十条第 る罪 て 二 を の 処 又 年を経 犯 は を経過しない者 執行を受けること 罰 項 して罰金の 若 及び児童 しく は 刑に処い \mathcal{O} 児 保護等 童 買 春 が せ なく られ に 関 児 童 する なっ そ ポ た \mathcal{O} 法 童 ル 日執 律
- 第二十 5 五. 条 \mathcal{O} 起規 定に より 年 登 録 を 取 ŋ な消 さ \mathcal{O}
- 取 する者 消 法 人で、 \mathcal{O} が 日 その役員 から 算 0 L うち て二 に 前 を 一号 経 過 \mathcal{O} L 1 ず 1 者れ れ か に 該

4

一 インターネットりければならない。 じる要件のすべてに演 通 信 家公安委員会は、 インター 端末機器を有 ネ } し、 \mathcal{O} 適 合 利 第 用 L カュ を て 項 0 可 11 \mathcal{O} 申 供業務を行うも るとき 次 能 と 0) 請 す 1 を る ず は L 機 た れ カュ 者 能 登 を 録 が 該 当 有 を 次 に す な掲

上

 \mathcal{O}

者が

誘

引

情

報

提

 \mathcal{O}

- ること。 期大学若しくは高等専門 般 よる大学において学士の学位を得るのに必要な一 学校教 教養科目 育 \mathcal{O} 法 単 位を修得した者又は 昭 和二 + 学校を卒業し 年 法 律 第二 同 法に + 六号) よる あっ 短
- 口 て、 た 経 イ 験を有するも 誘引情 に げる者 報提 は供業 と 同 等以 務に 上 通算して六月以上従事 0 知 識 及 び 経 験 を 有 す

た者

で

誘引 情 報 提 供 務 を 適 正 に 行 うため 0 次 撂 る

る者

者引をめ委い際情	登録誘引情報提供が 規則で定めるとこれに届け出なければ、 に届け出なければ、 表示の制限)	所の所在地 提 記載してする	置がとられているこれでいるこれでいるこれでいるこれでいるこれでいるこれが
に係る第七条第一項第一号から第 表示をしてはならない。 長会又は公安委員会は、登録誘引 に応じ、登録誘引情報提供機関が で応じ、登録誘引情報提供機関が で応じ、登録誘引情報提供機関が の表示又 (新	機関は、前項第二号又は第三号により、その旨を国家公安委員ならない。	供機関が誘引情報提供業務を行うは、その代表者の氏名供機関の氏名又は名称及び住所並供機関の氏名又は名称及び住所並	情報提供機関登録簿に次に掲げると。と。と。お務を行う部門に専任の管理者がといること。

の方法を改善するため必要な措置をとるべきことを命当該登録誘引情報提供機関に対し、誘引情報提供業務第二十四条 国家公安委員会は、登録誘引情報提供機関(改善命令)	る登録は、その効力を失う。 国出があったときは、当該登録誘引情報提供機関に係 届け出なければならない。		して知り得た秘密を漏らしてはならない。又はこれらの職にあった者は、誘引情報提供業務に関第二十二条 登録誘引情報提供機関の役員若しくは職員(秘密保持義務)	法により誘引情報提供業務を行わなければならない。ための国家公安委員会規則で定める基準に適合する方各号に掲げる要件及び誘引情報提供業務を適正に行う第二十一条 登録誘引情報提供機関は、第十八条第四項(誘引情報提供業務の方法)	できる。四号までに掲げる事項に関する情報を提供することが
(新 設		(新 設	(新 設	(新 設	

第 三 二 一 そ の 音 第 第 日 日 名 の 日 日 名 の 日 日 名 の 日 日 名 の 日 日 名 日 日 日 る 日 日 る 日 る 日 る 日 る る る る る	資情運六告料報営条又の提を	又 次 不 前 し 第 た 第 こ の 五 は 条 正 条 た 十 と 十 と 各 条 虚 の の の と 八 き 八 が 号	(登録の取
条 国家公安委員会は、 ・	選出を求めることが は機関に対し、その は、 を の 提出を求めることが	の報告者 を定によるの の報告者 を記しよるの を記しまるの を記しまるの を記しまるの を記しまるの を記しまるの のの報告。 を記しまるの のの報告。 を記しまるの のの報告。 を記しまるの のの報告。 を記しまるの のの。 を記しまるの のの。 を記しまるの のの。 を記しまるの のの。 を記しまるの のの。 を記しまるの のの。 を記しまるの のの。 を記しまるの のの。 を記しまるの のの。 を記しまるの のの。 を記しまるの のの。 を記しまる。 を記しまる。 をこしまる。 をこしる。 をこしる。 をこしる。 をこしる。 をこしる。 をこし。 をこしる。 をこし。 をこしる。 をこしる。 をこしる。 をこしる。 をこしる。 をこしる。 をこしる。 をこしる。 をこしる。 をこしる。 をこしる。 をこしる。 をこし。 をこしる。 をこしる。 をこしる。 をこしる。 をこしる。	消しつ さる。
定による届出があったよる届出があった。	とができる。 その業務の状況に 必要な限度におい	会は、登録誘引情報 会は、登録誘引情報 会は、登録誘引情報 会は、登録誘引情報	
ったとき。	関 て 、 務 の 器 録 適	た出 規 す 録 提 を 供 を さ に 取 り 関	
(新 設)	(新 設	(新 設	

第 第 2 第 削 兀 安に 用 き 属 方 そ + 玉 + 経 委 ょ + 除 は 玉 する 員 る 八面条公 第二 条 家 九 過 \mathcal{O} 家 第 第 会に事 条 措 公 命 条 六 Ŧī. 他 当 公 (略) 安 + 置 章 安 令 章 \mathcal{O} 該 委務任は 7 委 方 委 に 第 公 五. (略) は の 、法 員 違 員 + 罰 雑 法 示 条 会 することが 反 兀 則 法 則 に 숲 0) 0 規 L 条 規 政 律 ょ は 日 た 者 令の 則 り 又 \mathcal{O} 付 定 だ 定 と は 権 公 及 前 \sim 0) 表 は 第 限 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 項 ょ できる。 す 委 内 \mathcal{O} ŋ + \mathcal{O} るところにより道公式の委任) 登 任 る 容 規 五. ŧ 録 定 年 条 を を 以 第 に 0) イ とす 取 ょ 下 ン に安 \mathcal{O} 項 タ る ŋ よ委 る。 消 懲 第 公 り、員、会 ネ 示 役 L 、会方の 号 若 を た ツ と L 0) 1 L き。 < 面権 たと 規 0) 定 は 公 限 利 第 第 第 第 へ 新 る事 + 会に + + + 事 紹 定 二方条面 設 匹 玉 経 業 介 \mathcal{O} 報 委 務 条 過 条 家 に 事 施 条告 第 第 任は、 関 業 措 行 兀 公 五. 公 0 安 置) 安 (略) することが 者 徴 章 章 前 L に 公 略) 委員 報 安 委 に 必 政 収 条 令条でに 員 告 要 委 対 罰 雑 L 則 会 会 を な 員 則 定 規 求 規 限 会 め定 則 できる。 \mathcal{O} \Diamond そ 度 は 権限の委 ること に \mathcal{O} 0) 第 行 お 委 う 七 1 が 1 任 て 条 な安委員会 できる。 ン タ 第 イ] 八 ン 会 ネ タ 条 方の権 及 ツ \vdash ネ び 公 限 異 前 ツ 安に 性 条 1 委 属 紹 異 0

員す

介性規

したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に関し、第三十一条、第三十二条又は前条の違反行為を、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人	 一 第七条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をした者 三 第十六条の規定による報告若しくは資料の提出をし、又は同項の添付書類であっては虚偽の記載のあるものを提出した者 一 第七条第二項の規定に違反して届出をせず、若しては虚偽の記載のあるものを提出した者 一 第七条第一項の規定による届出に関し虚偽の配載のあるりであって虚偽の記載のあるりであって虚偽の記載のあるりであって虚偽の記載のあるりであって虚偽の記載のあるりであって虚偽の記載のあるりであって虚偽の記載のあるりであって虚偽の記載のあるりであって虚偽の記載のあるものを提出した者 	条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十、百万円以下の罰金に処する。 の規定に違反し条 第六条 (第五号を除く。)の規定に違反し	百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 三 第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月 以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一 第七条第一項の規定による届出をしないでインタ 一 第九条の規定に違反した者 二 第九条の規定に違反した者 指示に違反した者
者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条し、第十五条又は前条の違反行為をしたときは、行為使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、	者は、三十万円以下の罰金	七条 第十一条の規定による報告をせず、又1金に処する。	月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。第十条の規定による命令に違反した者は、六

三十五~百五十八 (略)	引情報提供機関の登録 事業を利用して児童を誘 第一項(登録誘引情報提 供機関の登録)の登録誘 供機関の登録が引情報提 円 一件に 引情報提供機関の登録が 一件に	係る登録誘引情報提供機関の登録三十四の二。インターネット異性紹介事業者に	一~三十四 (略)	は技能証明の事項	四条、第三十四条関係)四条、第三十四条関係)七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、	改正案
三十五~百五十八 (略)			一~三十四 (略)	は技能証明の事項	四条、第三十四条関係)四条、第三十四条関係)出条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二年第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十別表第一課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、	現行

0

登録免許税法

(昭和四十二年法律第三十五号)

五十〜五十四 (略)	<u> </u>	改正案
四十九~五十三 (左	一~四十八 (略)表(第二条関係)	
略)		現

 \bigcirc

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)

(傍線部分は改正部分)